

公 害 防 止 協 定 書

尾張北部環境組合（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、甲が江南市中般若町北浦地内に設置する甲のごみ処理施設（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第1条 甲及び乙は、施設に起因する公害発生を防止することは重要な社会的責務であることを認識し、それぞれの立場から常に公害防止及び対策について最善の努力をするものとする。

（公害防止委員会）

第2条 この協定の誠実な履行を確保し、施設の操業に伴う公害の発生を未然に防止し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、公害防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営については、別に定めるとおりとする。

（甲及び乙の責務）

第3条 甲は、施設の操業に伴う公害を防止する責務を有することを自覚し、誠意をもってこの協定を履行するものとする。

2 乙は、乙の代表者を委員会の委員に選出するものとする。

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、公害の防止に関する測定及び調査・研究並びに地域住民の健康保護の施策に対し、誠意をもって協力するものとする。

（組合構成市町の長の責務）

第5条 甲は、甲を構成する地方公共団体（以下「組合構成市町」という。）の長と連絡を密にして、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に万全を期するものとする。

(操業における遵守事項)

第6条 甲は、施設へ搬入されたごみの再資源化に努めるものとする。

- 2 甲は、施設に搬入されたごみをごみピット及びヤード以外に集積しないものとする。ただし、再資源化等のための一時積み置き等、正当な理由がある場合は、その限りでない。
- 3 甲は、施設について、その機能が十分に発揮できるよう、常に整備点検を行うものとする。
- 4 甲は、施設の操業にあたり、有害物質等の発生を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

(規制値の遵守)

第7条 甲は、施設の操業にあたっては、別表に掲げる各項目の自主規制値（以下「規制値」という。）を遵守するものとする。

- 2 甲は、前項の規制値を改定しようとするときは、その都度委員会において協議するものとする。
- 3 甲は、第1項の測定又は試料採取にあたり、乙が立会いを求めたときは、業務に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(測定の実施等)

第8条 甲は、別表に掲げる各項目の測定を法律等で定める方法及び回数実施し、その結果を記録するとともに、委員会に報告するものとする。

(規制値を超えた場合の措置)

第9条 甲は、施設の操業に伴い第7条の規制値を超えた場合は、速やかにその原因となった施設の操業停止または操業短縮等を行い、規制値を遵守するために必要な対策を講じた上で再操業させるものとする。

- 2 甲は、前項の顛末について乙及び委員会に報告するものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第10条 甲は、乙から施設の管理及び運営状況、その他必要な事項に関し、資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が立ち入り調査を要求した場合は、施設の操業及び安全対策に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(事故時の措置)

第11条 甲は、環境に影響を及ぼし得る施設の故障又は破損等の事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を乙及び委員会に報告し、施設の復旧又は改善に必要な措置を講ずるものとする。

(車両対策)

第12条 甲は、施設に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう組合構成市町等に要望するものとする。

- (1) ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。
- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。

2 甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃を必要に応じて行う。

(損害の賠償)

第13条 甲は、施設の操業に起因して発生した公害により地域住民に被害を与えたときは、直ちにその原因の解明に努めるとともに、その損害を賠償するものとする。

(問合せの対処)

第14条 甲は、乙から施設の操業に関し問合せがあった場合は、積極的に事実関係の調査を行い、誠意をもって対処するものとする。

(施設の変更)

第15条 甲は、施設の規模の変更を行う場合は、計画段階で乙と協議し、委員会の同意を得た後に行うものとする。

(公開の原則)

第16条 甲は、施設の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ委員会に報告する。

(違反時の措置)

第17条 乙は、甲がこの協定に違反したと認められたときは、必要な改善措置を取るよう求めることができる。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、施行の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲乙協議し、この協定に何らの意思表示をしないときは、期間満了の翌日から向こう1年間更新したものとみなし、施設の閉鎖までは順次この例によるものとする。

附 則

この協定は、令和2年4月30日から施行する。

上記のとおり合意したので、これを証するために本書を3部作成し、甲、乙及び立会人で各1部を保有するものとする。

令和2年4月16日

甲 尾張北部環境組合 管理者 澤田 和延

乙 [] [] 区長 []

立会人 [] []

別表（第7条関係）

1 排ガスの排出濃度

項目	自主規制値
ばいじん	0.01 g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	10 ppm 以下
窒素酸化物	25 ppm 以下
塩化水素	10 ppm 以下
ダイオキシン類	0.01 ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀	30 μg/m ³ N 以下

2 騒音・振動（敷地境界）

項目	自主規制値
騒音	50 dB 以下
振動	55 dB 以下

3 臭気

項目	自主規制値
敷地境界	臭気指数13 以下
煙突等気体排出口	気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値 以下
排出水	臭気指数27 以下

4 排水（合併浄化槽からの放流水）

項目	自主規制値
BOD BOD除去率	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 規制値以下